

甲府市空き家バンク制度要綱

平成19年12月26日

企第6号

(趣旨)

第1 この要綱は、甲府市における空き家及びその跡地の有効活用を通して、定住の促進及び地域の活性化を図り、活力あるまちとして不動産流通の活性を促すために実施する甲府市空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家

個人が所有する甲府市内に存する建物で、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に定める空家等、又は近く空家等となる予定のもので建物及びその敷地又は建物の跡地等をいう。

(2) 甲府市空き家バンク制度

制度事業者が甲府市へ空き家の情報を提供し、甲府市が空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、甲府市ホームページ等で広く情報を提供する仕組みをいう。

(3) 制度事業者

甲府市空き家バンク制度に関する協定書を締結している組織に加盟し、市内に本店を有する又は県内に本店を有し市内に支店を有する宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）（以下「宅建業法」という。）第3条第1項の規定による免許を受けた事業者に限る。以下同じ。）で、甲府市空き家バンク制度に協力の意思表示をした事業者のうち、過去5年に遡り、免許権者から行政処分等を受けていないもの。

(4) 所有者等

空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(登録の対象となる空き家)

第3 甲府市空き家バンク制度の登録の対象となる空き家（以下「対象空き家」）は、甲府市内に所在している次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 以前に利用していたことが確認できる空き家であること。
- (2) 制度事業者が空き家の所有者等と宅建業法第34条の2第3項に規定する専任媒介契約又は宅建業法施行規則第15条の9第1項第2号に規定する専属専任媒介契約を書面で締結している空き家であること。ただし、賃貸物件の場合は、制度事業者が空き家の所有者等と媒介契約を書面で締結している空き家であること。

(登録の対象外となる空き家)

第4 次の各号のいずれかに該当する場合は、登録の対象の空き家としない。

- (1) 国税徴収法その他の法令に基づく差し押さえを受けているとき。
- (2) 甲府市暴力団排除条例(平成24年3月20日)第二条に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等が所有または利用しているとき。
- (3) 当該空き家に関係する権利について、整理の見込みがついていないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録の対象とすることが適当でないと認めるとき。

2 空き家については、その一部のみを甲府市空き家バンク制度に登録することはできないものとする。

(空き家の登録申込み等)

第5 甲府市空き家バンク制度に登録をしようとする制度事業者は、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 甲府市空き家バンク登録申込書(第1号様式)
- (2) 甲府市空き家バンク登録カード(第2号様式)又は当該登録カードと同等な内容が分かる書類、写真、地図等資料
- (3) 登記簿謄本等対象空き家の所有者等が分かる資料及び同意書等所有者等が本登録に同意したことがわかる書類
- (4) 第3第1項第2号に係る契約書等の書面の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、登録番号を付して、甲府市空き家バンク登録台帳に登録し、甲府市ホームページ等で広く公開するほか、必要に応じ、適切な方法で公表するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録したときは、甲府市空き家バンク登録完了通知書(第3号様式)を制度事業者に通知するものとする。

4 市長は、制度事業者に対して甲府市空き家バンク制度への登録を勧めることができる。

5 第2項の規定による甲府市空き家バンク制度への登録の期間は、登録から2年間とする。ただし、再登録することを妨げない。

(空き家に係る登録事項の変更)

第6 登録した空き家情報に変更が生じた場合に、制度事業者は遅滞なく、甲府市空き家バンク変更申込書(第4号様式)その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に届出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る登録空き家情報を変更し、当該変更した登録空き家情報を市のホームページに掲載するほか、必要に応じ、適切な方法で公表するものとする。

3 市長は、第1項の規定で届出により変更をしたときは、甲府市空き家バンク変更完了通知書(第3号様式)を制度事業者に通知するものとする。

4 第1項の規定による変更事由が、成約に向けた商談中のため新規利用相談受付を停止する場合又はその解除である場合については、制度事業者から市への電子メール等での連絡で足りるものとする。

(甲府市空き家バンクの登録の抹消)

第7 市長は、次のいずれかに該当するときは空き家情報登録を抹消できるものとする。

(1) 甲府市空き家バンク登録抹消届出書(第5号様式)の届出があったとき。

(2) 成約完了通知(第6号様式)の提出があったとき。

(3) 当該空き家情報が登録された日から2年を経過したとき。

(4) 制度事業者が各種法令に違反し処分等を受けたとき。

(5) 登録内容に虚偽があったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録空き家情報を抹消することが適当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により抹消をしたときは、甲府市空き家バンク登録抹消完了通知書(第3号様式)を制度事業者に通知するものとする。

3 抹消したものについて、その登録内容を検討し抹消事由を改善した場合には、改めて登録申込みを行うことを妨げない。

(制度事業者と利用希望者の交渉等)

第8 制度事業者は、利用希望者の問い合わせや交渉にあたっては信義則に則り誠実に対応し、又利用希望者からの問い合わせ件数及び内容を管理しておくものとする。

2 市長は、制度事業者と利用希望者が行う空き家の売買、賃貸借に関する交渉並びに契約については、直接これに関与しないものとする。

3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

4 この要綱は、甲府市空き家バンク制度以外による空き家の取引を規制するものでない。

(報告義務)

第9 制度事業者は、第5第2項の規定により登録した空き家について、甲府市空き家バンク制度利用の有無にかかわらず、成約したときは、成約完了通知（第6号様式）を、市長に届出なければならない。

2 制度事業者は、第8第1項の規定により管理している情報について、市からの照会に対して報告をしなければならない。

（その他）

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（附 則）

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

この要綱は、令和5年6月22日から施行し、令和5年7月10日から適用する。ただし、甲府市空き家バンク制度要綱（平成19年12月26日 企第6号）（以下「旧要綱」）により申請を受け付けたものについては、この要綱の施行後も、なおその旧要綱の範囲で効力を有する。なお旧要綱第4第2項の登録番号については、番号前に旧と付すこととする。

この要綱は、令和7年2月28日から施行する。